



白石市国土利用計画

－ 第三次 －

令和4年3月
宮城県 白石市

白石市国土利用計画

— 第 三 次 —

目 次

1 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け・性格	1
(3) 計画の構成と期間	1
2 市土利用の現状と課題	2
(1) 市土利用の現状	2
(2) 市土利用上の諸課題	2
3 市土の利用に関する基本構想	5
(1) 市土利用の基本方針	5
(2) 利用区分別の市土利用の基本方向	7
4 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	11
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	11
(2) 地域別の概要	12
5 計画を達成するために必要な措置の概要	14
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	14
(2) 市土の保全と安全性の確保	14
(3) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	15
(4) 土地の有効活用の促進	16
(5) 土地利用転換の適正化	16
(6) 市土に関する調査の推進	17
(7) 多様な主体と連携した市土利用	18
(8) 計画の効果的な推進	18
白石市国土利用計画 参考資料	19
1 市土の利用区分の定義	21
2 主要指標の見通し	24
3 市土の利用区分ごとの推移と目標及び関連指標	25
4 現況図・構想図	35

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

白石市（以下「本市」という。）の区域における国土（以下「市土」という。）は市民の諸活動の共通の基盤であり、現在及び将来における市民のための限られた資源です。限りある市土を有効に利用するためにも、無秩序な開発に歯止めをかける等、土地需要を量的に調整するとともに、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、市土を適切に管理し、荒廃を防ぐ等、市土利用の質的向上を図ることが重要となっています。

さらなる人口減少・高齢化が進む中、活力にあふれ、安全・安心が確保され、持続可能なまちづくりを推進していくために、今後の市土づくり、土地利用の方向性を示すため、白石市国土利用計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置付け・性格

本計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、市土の利用に関して必要な事項を定めるものであり、同法第8条第2項の規定により、第六次宮城県国土利用計画を基本として策定するものです。

市民の暮らしと関わりのある農地、森林、宅地等の土地利用の方向性等を示し、公共の福祉を優先させつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、社会情勢の変化に対応した市土の有効利用を図るためのものであり、第六次白石市総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、土地利用の観点から貢献するための計画です。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、国土利用計画法施行令第1条第1項及び第3項の規定に準じ、「市土の利用に関する基本構想」、「市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」、「計画を達成するために必要な措置の概要」に関する事項を定めるものとします。

計画の目標年次は、第六次白石市総合計画の計画期間を踏まえ、令和12(2030)年とし、基準年次は令和元(2019)年とします。

2 市土地利用の現状と課題

（１）市土地利用の現状

本市は、宮城県の南端にあり、東は角田市、西は七ヶ宿町、北は大河原町、蔵王町、南は丸森町、福島県に接しています。北西には雄大な自然景観をもつ蔵王連峰と東には阿武隈山系が連なり、南北に長い盆地が形成されています。市街地の北側を白石川が西から東に流れ、街中の隅々にまで先人たちが築き上げた掘割が巡り、豊かな水が街並みを作り上げています。

本市には、南北に東北新幹線と東北自動車道が走り、市内にはそれぞれ白石蔵王駅、白石インターチェンジが設置されています。東京駅から白石蔵王駅まで東北新幹線で2時間を切る好アクセスにより、宮城蔵王の玄関口となっています。また、仙台市と福島市のほぼ中央に位置し、どちらからも新幹線で約15分、高速道路で約25分という好アクセスに加え、仙台空港へのアクセスもしやすい交通の要衝となっています。

令和元（2019）年（本計画の基準年）における市土の総面積は約286㎢であり、市土面積に占める各地目の割合は、森林が67.8%、農地が10.7%、宅地が3.5%、水面・河川・水路が3.2%、道路が2.7%、原野等が0.7%、その他が11.5%となっています。

ここ10年間の変化をみると、農地、森林が減少し、原野等、宅地、その他が増加しています。

（２）市土地利用上の諸課題

ア 人口減少による国土管理水準等の低下

本市の総人口は、令和12（2030）年には3万人を下回ると推計されており、人口減少に伴う低未利用地や空き家の増加、離農等による農地や山林の荒廃、所有者不明土地の増加が共通の課題としてより顕在化してくる考えられます。所有者不明土地を含む低未利用地は、当該土地の所有者自身の問題というよりも、むしろ当該土地周辺の地域住民や関係者等、地域の問題として把握されるものであり、また、低未利用地のもたらす影響は、周辺の土地利用状況等により様々である上、その影響等が認識されていない場合も想定されます。

これらの課題については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の制定等、新たな法制度の整備も進められていることから、県等と連携しながら、既存の発想や仕組みにとらわれず、誰もが暮らしやすい機能的なまちづくりを進めていく中で、適正な土地の管理に向けた新たな施策を講じ、適正な費用負担のあり方とその水準を定め、持続可能な地域の再構築を進める必要があります。

イ 自然環境と景観等の悪化

蔵王国定公園に代表される本市の美しい自然は市民の誇りであり、貴重な観光資源にもなっていることから、その活用を図るとともに次代に受け継いでいく必要があります。その観点から、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する国土利用を進めていく視点が重要です。特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性があるため、このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要です。加えて、今後、土地に人の手が入ることの減少により、これまで良好に管理されてきた里地里山等において、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されます。

また、地球温暖化による生態系への影響や気候変動等を最小限に抑えるため、国を挙げて再生可能エネルギーの適正・有効な利用が進められています。しかし一方で、固定価格買取制度に支えられた再生可能エネルギー利用による発電施設等の整備拡大は、それ自体が新たな開発圧力となり自然的土地利用の減少を招くことにもつながっており、特に太陽光発電施設の設置は、まとまった広大な土地が必要であること、また、ほかの用途では利用が困難な斜面の活用に適していること等から、地価の安い山間部の森林に設置されることが多く、森林減少の一因となっています。再生可能エネルギー発電施設の設置と森林の維持は、二酸化炭素排出量抑制策としてトレードオフの関係にあるため、適正な指標を用いて科学的に比較考量しながら、最適な土地利用を図っていくことが求められています。

ウ 安全・安心な市土利用に対する要請

東日本大震災以降も、全国各地で自然災害が多発しており、特に、地球温暖化等の影響から、毎年のように台風や線状降水帯による局地的な集中豪雨による被害が発生しています。本市においても、令和元年東日本台風により市内各地で土砂崩れや道路の冠水・陥没による通行止め、建物への床上・床下浸水、ライフラインへの被害等、甚大な被害が発生しました。将来予想される宮城県沖地震や近年多発する風水害等の大規模災害の発生に備え、被害を最小限に抑制するための防災・減災に向けた土地利用を推進していく必要があります。特に市土の約7割を占める森林は、水源の涵(かん)養や市土の保全に大きく寄与するものであり、その適切な維持管理を図っていくことは不可欠です。あわせて、河川改修をはじめ、排水機能の強化を加速度的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等災害リスクの高い地域における土地利用のあり方についても、土木工事によるハード面の対策にとどまらず、適切な避難行動や土地利用の転換等、幅広い対策の検討が求められています。

エ 新型コロナウイルス感染症の流行による影響

令和元（2019）年末から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、グローバル化を背景に、短期間で世界中に拡大しました。この感染症が我が国及び世界に与えたインパクトは極めて大きく、社会経済活動等に重大な影響を及ぼしています。

こうした状況は、我が国における首都圏への一極集中がもたらすリスクや、都市部への過度な人口集中に伴う課題を浮き彫りにし、事業者にはテレワーク等の拡大によりオフィスを分散する動きが見られ、就労者には感染症リスクや生活コストの高い都市部から地方への移住気運が高まる等、土地利用への影響も考えられます。感染症の影響が長期化すれば、公共的施設等の立地動向にも影響が及ぶ可能性もあることから、動向を注視する必要があります。

3 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針

ア 適切な市土管理と機能的なまちづくりを実現する市土利用

人口減少社会では、人為的土地利用の範囲は長期的に縮小する見込みであり、低未利用地の増加や空き家の発生等、土地の有効利用及び適正管理の水準が低下していくと考えられます。また、森林の管理水準の低下は、土砂災害や水害の抑制、水源涵(かん)養による健全な水循環の維持等に影響を与えることが懸念されます。他方、新型コロナウイルスがもたらした働き方の変化は、首都圏からの移住・定住やサテライトオフィスの設置、ワーケーションの推進を後押しするものでもあり、多様なニーズに合わせた幅広い移住・定住先や企業立地、働く場の選択肢を用意することで、このような土地利用の問題解決を図り、地域を活性化させる可能性もあります。

このような状況下で、引き続き安全で快適な地域環境を維持していくために、無秩序な開発の抑制、最小限度の地目転換、公共施設の更新に伴う再配置等も含めた抜本的な検討等、移住・定住の促進、企業誘致も視野に入れた上で、需要に応じた都市機能の最適化を念頭に置いた土地利用を進めていくこととします。

農地に関しては、人口減少問題は農業の担い手不足にもつながっていることから、今後は少人数で効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、一層の農地集積・集約を進め、荒廃農地の発生の抑制を図ります。

森林に関しては、森林経営管理法の制定により、個人を中心とする民間に依存した従来の森林管理のあり方に加えて、市町村が私有林の管理を行える仕組みが整備されたことから、官民協働による森林の整備・保全を一層進め、土砂災害や水害の低減、都市部における適正な緑地配置等の対策とあわせて、市土全体に渡る自然的土地利用を有効に推進します。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用

本市は、平地から高山帯まで広がる豊かな自然環境、豊富な動植物を有しており、雄大な蔵王連峰や水芭蕉の森・どうだんの森、材木岩、碧玉溪等、自然とふれあえる場に恵まれています。また、人の手が入ることによって良好に管理されてきた里地里山は、河川や水路等の水環境と併せ美しい景観を形成しています。

このような自然環境、景観を保全・再生し、活用するためにも、森林の適切な管理や優良な農地の保全と育成を図るとともに、里山や森林で行う開発行為には、自然景観等へ配慮するよう指導を行う等、里山や自然が織りなす特徴的な景観を失うことがないよう保全策を講じます。また、自然とふれあえる場の整備、保全及び適切な管理とともに、希少動植物が生息・生育できる環境の保全、創出に努め、生態系の保全に取り組みます。

さらに、自然観察会等の体験学習を取り入れた環境学習や環境関連のイベントで、環境問題に関する情報の発信や普及・啓発を行います。

ウ 安全・安心を実現する市土利用

頻発化・激甚化する自然災害から市民の命と暮らしを守り、被害を最小化するため、災害に強い市土づくりに取り組むとともに、各種ハザードマップの活用等や災害時における応援協定の締結を進める等、ハード面だけでなくソフト面からの防災・減災対策の取組を促進します。

また、土砂災害や洪水といった災害リスクに対応した取組を進めるとともに、災害が発生した場合の避難路の確保や集落の孤立化防止及び早期解消、生命を維持するために必要な各種ライフラインの途絶防止に向けた適切な対策を講じます。

あわせて、災害応急対策の円滑な実施や災害時においても、行政サービスを維持し、早期復旧を図ることができるよう、「事業継続計画（BCP）」や各種マニュアルの定期的な見直しを進めます。

さらに、事業化が決定した（仮称）白石中央スマートインターチェンジの周辺に新たな防災拠点としての機能を持つ施設の整備を検討し、防災力強化を推進します。

エ 複合的な施策の推進と市土の選択的利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、持続的かつ適切に市土を管理していくために、これまで同様に労力や費用をかけていくことは困難であることから、例えば、自然と調和した防災・減災の促進等、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進し、市土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高めつつ、人口減少下における市土の適切な管理につなげます。

具体的には、都市圏と自然豊かな自然との往来・交流が比較的容易な地理的特性や高速交通基盤等を活かしつつ、自然と調和した生活環境の整備や安全・安心な土地利用の推進を図ることにより、それらを強みとした移住・定住促進や企業誘致の一層の推進を図ります。特に、（仮称）白石中央スマートインターチェンジ及びその周辺整備により、産業振興や賑わいの創出を図るとともに、市民の健康増進や防災・救急体制の強化が期待できます。

また、所有者不明土地の発生を抑制し、既存の所有者不明土地については、その解消ないし地域による利活用や管理の仕組みを導入する等の方法により、放置化された土地による景観や治安の悪化を防止するとともに、市民にとってプラスに働くような最適な市土利用を選択するように努めます。

森林については、これまでの経済原則に依存した管理体系から、新たな財源である森林環境譲与税を活用した森林整備等の導入を支援することにより、多面的機能の健全な発揮を促進します。

農地においては、集積・集約に適さない散在する小規模農地等の耕作放棄や荒廃農地

化がさらに進むと考えられることから、このような土地に起因する景観や環境の悪化、野生鳥獣の侵入経路となることによる農作物鳥獣被害の拡大等を抑制するための取組について、県や関係者とともに検討していきます。

オ 多様な主体と連携した市土利用

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして市土の管理に参加することにより、市土の管理水準の向上等の直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起等、適切な市土の利用に資する効果が期待できます。このことから、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討する等、地域主体の取組を促進します。特に市土管理については、地域による取組を基本としつつ、市土の多面的な価値に応じた公による管理と併せ、豊かな自然や農産物、水資源等、市土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を促進します。

また、今後人口減少が進むことにより、地域による主体的な取組についても、その活動主体である住民等の数に応じて変化していくことが予想されるため、地域の将来像を住民が自ら描き、その時々地域社会に即した地域づくりのあり方を官民一体となって構想・構築する取組を検討していきます。

（２）利用区分別の市土利用の基本方向

市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の市土利用の基本方向は以下のとおりとします。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる市土利用、自然との共生等を重視した市土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意することとします。

ア 農地

農地は、食料の生産基盤であるとともに、市土保全や自然環境保全等の多面的な機能を持つことから、農地の集積・集約を推進し、優良農地の保全を図るとともに、安定した担い手の確保を図ります。そのためにも、ＩＣＴ・ＡＩ・ロボット等のスマート農業技術を活用した営農管理の高度効率化を進めることで、先進的な農業経営体を育成し、経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化を図ります。

また、農地の持つ防災機能や野生生物の生息環境の提供といった機能の重要性が増していることから、排水施設等の長寿命化や適正な維持管理等を通じて、農地及び周辺の住宅地等も含めた総合的な防災機能の向上を図るとともに、環境負荷の低減や湿地生態系の保全についても配慮し、耕作放棄地の発生抑制及び適正管理を通じた野生鳥獣による農作物被害の抑止を図ることで、総合的な市土保全に資する農業を推進します。

イ 森林

森林は、持続可能な資源の活用と公益的機能の発揮において、特に適正管理の重要性が増しており、温室効果ガスの吸収源対策も含めて、適切な森林施業の実施、間伐等の手入れの不十分な森林の増加抑制、森林資源の成熟化を受けた適正な伐採の実施及び林業適地における再造林の支援等を行うことにより、将来世代にわたり森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向け、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。

また、四季折々の美しい自然風景を形成する森林は、本市の貴重な観光資源であり、市民の誇りであることから、無秩序な森林の開発を防止するための監視強化に努め、原生的な森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を進めます。

再生可能エネルギー発電施設用地への転換等、環境配慮型社会の推進において必要となる森林開発については、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行うこととします。

ウ 原野等

原野等は、原則として自然的土地利用の維持を図ることとし、特に湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等、貴重な自然環境を形成しているものは、生態系及び景観の維持等の観点から、原状の保全策を推進します。また、災害の発生や観光資源としての活用といった、かく乱要因により劣化が進んでいる場合は、適宜その再生を図ります。

エ 水面・河川・水路

森林や農地の有する公益的・多面的機能と連動し、治水・防災を重視した施策を進め、既存施設の適正な維持管理に加え、必要な機能増進を図ることとし、市土の強靱化及び安全・安心な市土づくりに取り組みます。特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における安全の確保を加速化し、水害防止に向けた河川の拡幅や浚渫等の各種施策を着実に進めます。

また、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備等も進め、これらの機能強化に要する土地の円滑な確保を図ります。

さらに、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築を図り、水質の保全等自然環境の保全・再生及び地域の景観に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境、熱環境改善等、多様な機能の維持・向上に配慮します。

オ 道路

道路網の整備強化は、防災や都市機能の維持、地域間交流の促進、産業振興等の観点から今後とも重要な施策であり、必要な用地の確保を進め、施設の適切な維持管理及び

更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることとします。特に、東北自動車道白石インターチェンジ～国見インターチェンジ間における（仮称）白石中央スマートインターチェンジの整備を推進し、高速道路の利便性向上による物流の効率化、緊急車両のアクセス向上、観光振興等を推進します。

農道や林道については、農林業の生産性の向上及び農地や森林の適正な管理を図るため、各種計画に応じた整備を進めることとし、既存用地の適正な管理による持続的利用とあわせて、自然環境との調和に配慮した利用を進めます。

なお、これらの道路の整備にあたっては、環境保全に十分配慮し、良好な道路景観を形成するとともに、交通安全施設等の整備を推進し、交通の安全と円滑の確保に配慮します。

カ 宅地

住宅地については、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を促進し、良好な居住環境を形成します。その際、低未利用地や空き店舗、空き家の有効活用及び既存住宅ストックの有効活用を優先します。

工業用地については、市民所得の向上、就業機会の確保及び地域人口の定住化に向けた施策を進める上で、企業が行う経済活動の活性化が重要なことから、（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺に工業団地を整備するほか、交通拠点としての立地環境を生かした防災機能や観光交流拠点機能を備えた道の駅を整備します。その際には、経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策を推進します。

その他の宅地については、地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保を図ることとします。

キ その他・低未利用地

低未利用地については、公共の福祉や地域社会の安全確保等の観点から、個々の実情に即した発生抑制並びに管理水準維持等の施策を検討し、地域の活力と良好な社会経済の維持に向けた対応策を講ずることとします。

二酸化炭素排出量抑制のため導入が進む再生可能エネルギーを用いた発電施設のうち、太陽光発電施設については、国の示した分類（地目が雑種地となることから「その他」に区分）により本区分において取り扱い、基本的には整備促進を図ることとしますが、施設の特性上、森林にまとまった土地を確保し、開発の上整備が進められることが多いため、森林の持つ二酸化炭素吸収機能や、その他の多面的機能及び景観の保持とのバランスに配慮した適切な土地利用への誘導を図ります。

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設及び交通施設等の公用・公共用施設用地については、市民生活上の重要性と国際化、高度情報化、人口の高齢化等によるニーズの多様化に加え、人口減少に伴うニーズの経時的変化にも配慮しながら、必要な用地の確保を図ることとします。また、施設の整備にあたっては、災害に強い構造とし、

災害時の利活用にも配慮するとともに、都市の有効利用の観点から、空き家・空き店舗の再生利用等、都市部の低未利用地の活用促進について検討を進めます。

レクリエーション用地については、価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まり、防災教育の推進等を踏まえ、自然環境の保全と地域振興等を総合的に考慮し、計画的な整備と有効利用を進めます。特に、（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺にスポーツレクリエーション拠点を整備し、市民の健康増進はもとより、道の駅と一体的に防災拠点機能を備えるとともに、広域からの交流人口拡大を図ります。また、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置と、広域的活用に配慮した計画的な整備を進めるとともに、災害発生時の被害最小化を図るために必要な対策を行います。

4 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ア 計画の目標年次を令和12（2030）年とし、基準年次は令和元（2019）年とします。
- イ 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数について、目標年次の人口は29,206人、一般世帯数は13,601世帯と想定します。
- ウ 市土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
- エ 市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、これに将来人口や各種計画等の影響を加味し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。
- オ 市土の利用に関する基本構想に基づく令和12（2030）年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。規模の目標の設定にあたっては、平成22（2010）年から令和元（2019）年までの利用区分ごとの面積の推移の傾向を踏まえて設定しています。
- カ 山間部での太陽光発電施設の建設が見込まれることから、森林からその他への転換が進むものと見込まれます。
- キ （仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備に伴う利用区分の変更については、整備規模の変更可能性もあることから、下記目標には反映していませんが、工業団地、道の駅、スポーツレクリエーション拠点及び周辺道路の整備により、農地から宅地（工業用地・その他の宅地）、道路、その他への転換が見込まれます。

【市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

単位：ha

利用区分	令和元年 (2019)	令和12年 (2030)	構成比	
			令和元年 (2019)	令和12年 (2030)
農 地	3,070	2,953	10.7%	10.3%
森 林	19,424	19,069	67.8%	66.6%
原 野 等	188	188	0.7%	0.7%
水面・河川・水路	906	897	3.2%	3.1%
道 路	769	759	2.7%	2.6%
宅 地	1,009	1,085	3.5%	3.8%
住 宅 地	633	684	2.2%	2.4%
工 業 用 地	70	79	0.2%	0.3%
そ の 他 の 宅 地	306	323	1.1%	1.1%
そ の 他	3,282	3,697	11.5%	12.9%
合 計	28,648	28,648	100.0%	100.0%
市 街 地	414	443	1.4%	1.5%

※四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

※市街地の実績は令和2年国勢調査による。

（２）地域別の概要

ア 地域区分については、本市における自然的、社会的、経済的諸条件等を考慮して東部地域、中央地域、北西部地域、南部地域の４地域区分とします。それぞれの地域の範囲は以下のとおりとします。

地域の区分	地域の範囲
東部地域	白川地区、大鷹沢地区
中央地域	白石地区（白石東地区、白石西地区）、大平地区、斎川地区
北西部地域	福岡地区、深谷地区
南西部地域	越河地区、小原地区

イ 令和12（2030）年における地域別の人口は、令和元（2019）年と比べ、東部地域が500人減少し、およそ3,000人、中央地域が3,300人減少し、およそ17,700人、北西部地域が1,300人減少し、およそ6,000人、南西部地域が400人減少し、およそ1,700人と想定します。

ウ 地域別の概要は、次のとおりです。

（ア）東部地域

本地域は、東側を角田市と、南側を丸森町と、北側を大河原町等と接しています。地域内の東側は森林が多くを占め、西側には集落地が形成され、その周辺部には優良農地が広がり、地域の中央部に大鷹沢工業団地が整備されています。西側を南北方向にJR東北新幹線が縦断し、白石蔵王駅が設置され、商業地が点在しています。北側には東西方向にJR東北本線が走り、北白川駅及び東白石駅が設置されているほか、中央部を東西に主要地方道白石丸森線が通り、地域の広域交通の軸を形成しています。

このため、白石蔵王駅を公共交通の結節点として機能強化を図るとともに、周辺の低未利用地の適正な商業施設誘導及び空き店舗等の有効活用を図り、利便性の高い魅力的な地域の形成を推進します。また、（仮称）白石中央スマートインターチェンジから大鷹沢工業団地へのアクセス性の向上を図るとともに、新たな工業地の拡張を含めた土地利用を図り、魅力ある工業地の形成を推進します。さらに、農林業の担い手を確保しつつ、良好な自然環境の保全と安全性の確保、潤いのある農村風景の維持を図ります。

（イ）中央地域

本地域は、南北に縦断するJR東北本線に設置される白石駅を中心に行政サービスの中心である白石市役所及び中心商業地を有しています。また、白石城や武家屋敷等の歴史的建造物や白石川等の自然地を有しており、自然・歴史・文化を感じることができる地域です。域内の西側を南北に東北縦貫自動車道及び国道4号が通り、その交差部には（仮称）白石中央スマートインターチェンジの整備が予定されているほか、中央部を東西に

国道113号が走り、地域の広域交通の軸を担っています。国道4号沿道には大規模な商業地が集積しています。

このため、本市のシンボルである白石城を中心とした城下町にふさわしい街並みの形成と回遊性の向上を図るとともに、中心商業地の商業・業務機能の強化とアクセス向上のための道路整備及び白石駅を結節点とした公共交通の機能強化を図り、賑わいの再生と活性化を推進します。加えて、（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺への工業団地、観光・産業振興のための経済効果の拡大に向けた土地利用を誘導します。また、既存市街地内の住宅地は、景観・防災・環境に配慮した住宅地を誘導するとともに、低未利用地の計画的な市街地の形成を図ります。併せて、生物多様性に配慮した水辺空間や自然地保全に努めます。

（ウ）北西部地域

本地域は、北側を蔵王町、西側を七ヶ宿町と接しています。蔵王連峰の山麓で美しい山並みを望み、豊かな自然と農地が広がり、蔵王高原県立自然公園や白石スキー場、鎌先温泉郷等、多くの観光資源を有しています。地域内の東側を南北方向に東北縦貫自動車道及び国道4号が、東西方向に国道113号、国道457号、一般県道南蔵王白石線が通り、地域の広域交通の軸を担っています。東北縦貫自動車道沿道には集落地が点在し、その周辺には優良農地が広がっています。また、白石インターチェンジ周辺には深谷工業団地をはじめ工業地が集積し、地域の中央部には大規模な太陽光発電所が整備されています。

このため、白石インターチェンジ周辺を本市の顔としてふさわしい景観誘導するとともに、工業地等については環境負荷の抑制に努めます。また、観光資源へのアクセス道路の機能の維持に努めます。さらに、森林や農地が持つ国土保全、水源涵（かん）養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観の形成等、多面的な機能を維持するため、農林業の担い手の確保に努めつつ、森林の適切な管理や優良な農地の保全・再生を図ります。

（エ）南西部地域

本地域は、西側を七ヶ宿町、福島市、南側を福島県国見町と接しています。鉢森山や鎌倉山、弥太郎山をはじめ、地域の多くを森林が占めており、その間を国道113号が通り、その沿道に集落地が点在しています。また、地域内の東側を南北方向に東北縦貫自動車道及び国道4号が通っているほか、JR東北本線が走り、越河駅が設置されており、地域の広域交通の軸を担っています。

このため、森林整備による治山治水を推進するとともに、希少動植物が生息・生育できる環境の保全、創出と生態系の保全に努めます。また、国道113号をはじめ生活に欠かせない道路の安全の確保及び適切な維持管理に努めます。

5 計画を達成するために必要な措置の概要

市土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、本市は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、本市に加え、地域住民や民間企業、NPO等の多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

人口減少社会において持続可能な地域づくりを推進する土地利用を進めるため、土地基本法、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を行い、本計画及び土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、利用区分ごとの市土の機能が最大限に発揮されるよう、適正な土地利用の確保を図ります。

また、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。あわせて、土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう、土地基本法等の改正を踏まえた啓発等を行います。

(2) 市土の保全と安全性の確保

ア 近年の大規模災害の教訓を踏まえ、大地震対策や洪水・土砂災害対策及び市土の保全と安全性の確保を一層進め、多発する災害に備えるとともに、災害リスクの高い土地の利用転換等も視野に入れつつ、より安全性の高い市土利用を図ります。

イ 治水施設等の整備においては、流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害、豪雪等への対応にも配慮しつつ、適正な市土利用への誘導を図ります。また、市街地等においては、災害に配慮した市土利用への誘導と市土保全施設の整備、ライフラインの耐震化及び長寿命化を推進します。

ウ 災害発生時に避難計画に基づいた行動が取れるよう、危険地域についての情報の周知を一層進めるとともに、平時から避難経路や避難場所等を確認し、適切な移動手段を採用する等、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策をさらに推進します。

エ 河川や水路、ダム等の治水・利水施設は、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮や地域の景観と一体となった水辺空間の形成に配慮しつつ、災害防止等の機能が十分に発揮されるよう適正な管理を行います。また、森林や水田・ため池の持つ災害防止機能を健全に発揮するため、農林業の基盤整備と経営支援を進め、適正管理

を推進します。

(3) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。災害や人為的かく乱等により自然が劣化・減少した地域については、科学的な調査に基づき、適正な環境保全のあり方を検討した上で、必要な範囲で自然の再生、創出及び保全を図ります。また、外来生物の侵入防止や生態系ネットワークの形成に配慮しつつ、それぞれの自然特性に応じた自然とのふれあいの場を確保します。

イ 地域の農林業と密接な関係にある二次的な自然については、適切な農林業活動や地域づくり団体、民間・NPO等による保全活動の促進及び必要な施設の整備等を通じて、その維持・形成に取り組み、あわせて環境保全型農業の推進や農林業への就業・経営支援を行うことにより、経済活動と環境保全を両立した持続可能な社会の実現を図ります。

ウ 農地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図ります。特に閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策を進めるとともに、緑地の保全、その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努めます。また、土壤汚染の防止と汚染土壌の拡散による被害の防止に努めます。

エ 生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図ります。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

オ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進め、循環型社会の形成を促進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。あわせて、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めるとともに、事案が発生した場合には適切かつ迅速な原状回復を図ります。

カ 良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や、公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。また、

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行います。

（４）土地の有効活用の促進

ア 住宅地については、安全性の確保を優先した居住環境の整備を推進するとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の中にあっても、本市への移住・定住も含めた幅広い需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。加えて、既存の住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地の居住性向上、住宅の長寿命化、既存住宅の市場の整備を通じて、持続的な利用を図ります。また、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努めます。

イ 本市経済を支える第二次産業の発展に資するため、工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化及び工場の立地動向を踏まえ、需要に応じた質の高い工業用地の供給に努めます。さらに、市内へのサテライトオフィス等の誘致に取り組む等、本市経済のさらなる活性化と定住人口拡大を図ります。これらの取組に際しては、自然環境の保全に配慮し、地域社会との調和及び公害防止の充実に努めます。

ウ 災害に強い農業づくりと付加価値の高い農業を推進するため、農地中間管理事業等による担い手への農地の利用集積を進めつつ、ＩＣＴ・ＡＩ・ロボット等のスマート農業の導入も支援し、生産性の向上と環境に配慮した生産方式配慮の促進を図ります。あわせて、異業種からの農業参入も含めた幅広い担い手確保策にも取り組み、就業機会の創出と、農業・農村を中核とした地域の持続を図るとともに、農地に特有の生態系の維持や、農地が有する防災機能の発揮、耕作放棄地の発生防止等、農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮するための土地利用を図ります。

エ 森林の持つ市土保全機能等の向上を図るため、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図ります。また、脱炭素社会の実現において、森林や都市等の緑が持つ二酸化炭素吸収機能の発揮が特に重要であることから、緑化活動の推進及び森林や緑地の保全策を実施します。あわせて、良好な大気環境を保全するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントの導入を促進する等、自然的土地利用の保全と均衡を図りながら、最大限の効果が発揮されるよう、適切な土地利用を図ります。

（５）土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、一旦転換した後に元の地目に戻すことは一般的に

困難であることから、その影響の大きさに十分留意した上で、地域の社会経済の動向や周辺の土地利用の状況その他の自然的・社会的条件を考慮し、適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を常に把握し、必要に応じた速やかな計画の見直し等の適切な措置を講じます。

イ 人口減少下での効率的な市土利用の観点から、低未利用地の有効活用を優先するとともに、自然的土地利用から都市的土地利用への転換にあたっては、土地利用転換によって生じる悪影響を排除する措置の確実な履行に留意した上で、関係法令に基づき、周辺の土地利用との調整を図ります。

ウ 低未利用地のうち耕作放棄地については、市土の有効利用並びに市土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、担い手への集約等により農地への復元を促進することとしますが、土地の形質上、担い手への集約や農地への復元が困難な場合は、周辺土地の利用状況等に応じ、地域の農業活性化のための施設用地や森林等への転換を図ります。

エ 大規模な土地利用の転換を図る場合は、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮することとし、適正な土地利用を確保します。また、地域住民の意向や地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、第六次白石市総合計画や白石市都市計画マスタープラン、白石市公共施設等総合管理計画等との整合を図ります。

オ 農地と宅地が混在する地域では、土地利用の転換が無秩序に進む場合が多く見られることから、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図ります。また、土地利用規制の観点から既は無秩序な施設立地等の問題が生じている地域においては、的確な法制度の運用等の検討を行い、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図ります。

カ 農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合に優先して再利用を図る一方、周辺の土地利用状況や気象条件等を勘案して、粗放的な管理により周辺環境との調和を図る等の方法を検討し、単なる放置による環境の悪化を防止する策を講じます。

（６）市土に関する調査の推進

市土の総合的な把握を進めるため、市土に関する基礎的な調査を行い、その成果を総合的に活用した市土づくりを促進します。また、市民による市土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、これらの調査結果の普及及び啓発を図ることとし、市土の秩序ある選択的な利用を確保します。

（７）多様な主体と連携した市土利用

ア 国、県、市による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、農林業団体、ＮＰＯ、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加又は地元農産品の購入や緑化活動への寄附等を通じた市土管理へ参画する取組を促進します。特に、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、森林経営管理法に基づく市の関与や、森林環境譲与税の活用等による適切な整備・保全の推進に取り組みます。あわせて、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進します。

イ 景観に優れ、自然とのふれあいの場に適した森林や農地においては、環境教育やレクリエーション利用の場としても活用することで、公益的・多面的機能の周知・啓発に努め、市土管理への市民の関心を高めます。

（８）計画の効果的な推進

持続可能な市土管理に資するため、計画の推進等に当たっては、各種指標を適切に活用し、経時的な土地利用の変化等を把握することにより、計画の点検と管理運営を行うこととします。また、今後の市土の利用をめぐる社会経済情勢の変化等に対応するため、本計画策定よりおおむね５年後に、総合的な計画の点検を実施します。

白石市国土利用計画 参考資料

1 市土の利用区分の定義

利用区分	定義	把握方法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「宮城の農作物統計」（東北農政局）の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計
2 森林	国有林と民有林の合計である。 なお、林道面積は含まない。 ・ 国有林 イ 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの ロ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ハ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 ・ 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの	東北森林管理局照会「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」（うち、林道及び貸地内の放牧採草地の面積を除く。）の合計である。 東北森林管理局照会「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計である。 関係地方行政機関照会 県林業振興課照会 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の合計である。
3 原野等（原野、採草放牧地）	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	「森林以外の草生地（合計）¹」 －「森林以外の草生地（国有のうちの 林野庁）¹」 ＋「採草放牧地（国有林野貸付使用地）²」 ※1「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」により求める。 ※2「国有林野事業統計書」による。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
（1）水面	湖沼（天然湖沼及び人造湖）並びに ため池の満水時の水面。 ・ 天然湖沼 面積10ha以上の天然湖沼を対象とする ・ 人造湖 堤高15m 以上のダムで、各年4月1日時点で竣工しているもの	・ 100ha以上：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）の「湖沼面積」による。 ・ 10ha以上100ha未満：「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完） 「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完）

利用区分	定義	把握方法
	のを対象とする。 ・ ため池 堤高15m未満の農業用ため池である。	「ため池台帳」（県農村振興課）
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	河川現況調査及び河川管理総括資料を基に、河川改修実績等による変化量を加減（県河川課照会）
(3) 水路	農業用排水路。	以下の算式により面積を算出 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	「道路統計年報」の基礎資料（県道路課照会）
(2) 農道	ほ場内農道及びほ場外農道の合計である。	ほ場内農道面積及びほ場外農道面積は、以下の算式により算出 ・ ほ場内農道面積 = 水田地域におけるほ場内農道面積（A）＋畑地域におけるほ場内農道面積（B） $A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ $B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ ・ ほ場外農道面積 = 一定要件農道の延長×一定幅員
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道の合計のうち、林道規定第4条の自動車道を対象とする。	国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出 ・ 国有林林道の延長 「国有林野事業統計書」における自動車道の延長を用いる。 ・ 民有林林道の延長 「森林・林業統計要覧」の民有林の延長を用いる。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地籍を加えたもの。（村落地区については、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正量を推計し、加える。）

利用区分	定義	把握方法
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	○「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積（村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。） ○公営住宅用地及び公務員住宅用地 ・都道府県営住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・市町村営住宅用地：県市町村課照会 ・国家公務員住宅用地：国有財産情報公開システム（財務省ホームページ） ・県職員住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・市町村職員住宅用地：各市町村照会
(2) 工業用地	従業員4人以上の事業所敷地面積	・従業員30人以上の事業所敷地面積：「工業統計調査」の事業所敷地面積（県統計課照会） ・従業員4人以上29人以下の事業所敷地面積：以下の算式により算出（従業員4人以上29人以下事業所の製造品出荷額等）÷（従業員30人以上事業所の製造品出荷額等）×（従業員30人以上事業所の敷地面積）
(3) その他の宅地	「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所用地、店舗用地等）	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積
7 その他	市土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
8 市土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）
9 市街地	「国勢調査」による人口集中地区（DID）である。（市町村の区域内で人口密度が1平方キロメートルあたり約4,000人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域である。）	国勢調査

2 主要指標の見通し

	実数			構成比(%)		伸び率(%)	年率(%)
	単位	令和元年 (2019年)	令和12年 (2030年)	令和元年 (2019年)	令和12年 (2030年)		
総人口	人	33,809	29,206	100.0	100.0	86.4	△ 0.9
0～14歳	人	3,506	2,819	10.4	9.7	80.4	△ 1.3
15～64歳	人	18,622	14,481	55.1	49.6	77.8	△ 1.5
65歳以上	人	11,681	11,906	34.5	40.8	101.9	0.1
総世帯数	世帯	14,243	13,601	–	–	95.5	△ 0.3
就業者数	人	15,492	13,234	100.0	100.0	85.4	△ 1.0
第一次産業	人	957	753	6.2	5.7	78.7	△ 1.4
第二次産業	人	5,063	4,059	32.7	30.7	80.2	△ 1.3
第三次産業	人	9,471	8,422	61.1	63.6	88.9	△ 0.7

※総人口：令和元年は住民基本台帳人口、令和12年は第6次総合計画における人口推計（施策を講じた場合）

※総世帯数：H17、H22、H27の実績（住民基本台帳）1世帯あたり人員をトレンド推計し、将来推計人口で除して算出

※就業者数：H17、H22、H27の実績（国勢調査）から産業別構成比及び就業率をトレンド推計し、将来の15歳以上人口に乗じて算出

3 市土の利用区分ごとの推移と目標及び関連指標

(1) 利用区分別土地利用面積の推移

単位: ha

利用区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年 (基準年次)
(1) 農地	3,590	3,590	3,570	3,550	3,390	3,300	3,240	3,130	3,090	3,070
田	1,760	1,760	1,750	1,750	1,690	1,680	1,680	1,660	1,650	1,640
畑	1,830	1,830	1,820	1,800	1,700	1,620	1,560	1,470	1,440	1,430
(2) 森林	19,507	19,506	19,642	19,638	19,622	19,613	19,615	19,481	19,527	19,424
国有林	4,362	4,362	4,362	4,362	4,362	4,362	4,362	4,229	4,369	4,315
民有林	15,145	15,144	15,280	15,276	15,260	15,251	15,253	15,252	15,158	15,109
(3) 原野等	77	142	142	142	142	142	188	188	188	188
(4) 水面・河川・水路	912	912	910	911	908	908	908	907	906	906
水面	58	58	57	58	58	58	58	58	58	58
河川	748	748	748	748	748	748	748	748	748	748
水路	106	106	105	105	102	102	102	101	100	100
(5) 道路	774	774	778	777	776	774	773	769	767	769
一般道路	547	547	551	551	557	557	558	558	558	559
農道	166	166	166	165	158	156	154	150	148	149
林道	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
(6) 宅地	943	945	955	965	970	975	981	989	999	1,009
住宅地	586	590	593	598	601	603	610	617	626	633
工業用地	70	65	60	63	63	71	71	71	70	70
その他の宅地	287	290	302	304	306	301	300	301	303	306
(7) その他	2,844	2,778	2,650	2,664	2,840	2,936	2,943	3,184	3,171	3,282
合計	28,647	28,647	28,647	28,647	28,648	28,648	28,648	28,648	28,648	28,648

(2) 利用区分別土地利用面積の推移（構成比）

単位：％

利用区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年 (基準年次)
(1) 農地	12.53	12.53	12.46	12.39	11.83	11.52	11.31	10.93	10.79	10.72
田	6.14	6.14	6.11	6.11	5.90	5.86	5.86	5.79	5.76	5.72
畑	6.39	6.39	6.35	6.28	5.93	5.65	5.45	5.13	5.03	4.99
(2) 森林	68.09	68.09	68.57	68.55	68.49	68.46	68.47	68.00	68.16	67.80
国有林	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	14.76	15.25	15.06
民有林	52.87	52.86	53.34	53.32	53.27	53.24	53.24	53.24	52.91	52.74
(3) 原野等	0.27	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.66	0.66	0.66	0.66
(4) 水面・河川・水路	3.18	3.18	3.18	3.18	3.17	3.17	3.17	3.17	3.16	3.16
水面	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
河川	2.61	2.61	2.61	2.61	2.61	2.61	2.61	2.61	2.61	2.61
水路	0.37	0.37	0.37	0.37	0.36	0.36	0.36	0.35	0.35	0.35
(5) 道路	2.70	2.70	2.72	2.71	2.71	2.70	2.70	2.68	2.68	2.68
一般道路	1.91	1.91	1.92	1.92	1.94	1.94	1.95	1.95	1.95	1.95
農道	0.58	0.58	0.58	0.58	0.55	0.54	0.54	0.52	0.52	0.52
林道	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
(6) 宅地	3.29	3.30	3.33	3.37	3.39	3.40	3.42	3.45	3.49	3.52
住宅地	2.05	2.06	2.07	2.09	2.10	2.10	2.13	2.15	2.19	2.21
工業用地	0.24	0.23	0.21	0.22	0.22	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24
その他の宅地	1.00	1.01	1.05	1.06	1.07	1.05	1.05	1.05	1.06	1.07
(7) その他	9.93	9.70	9.25	9.30	9.91	10.25	10.27	11.11	11.07	11.46
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(3) 農地面積の推移と目標

	農地面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合	人口 1人当たり 農地面積
	ha	ha	人	%	m ² /人
平成22年	3,590	28,647	37,872	12.5	948
平成23年	3,590	28,647	37,416	12.5	959
平成24年	3,570	28,647	37,128	12.5	962
平成25年	3,550	28,647	36,708	12.4	967
平成26年	3,390	28,648	36,199	11.8	936
平成27年	3,300	28,648	35,701	11.5	924
平成28年	3,240	28,648	35,260	11.3	919
平成29年	3,130	28,648	34,856	10.9	898
平成30年	3,090	28,648	34,333	10.8	900
基準年次 (令和元年)	3,070	28,648	33,809	10.7	908
目標年次 (令和12年)	2,953	28,648	29,206	10.3	1,011

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県目標年次は令和13年

＜参考＞宮城県

農地面積	県土面積に 占める割合	人口 1人当たり 農地面積
km ²	%	m ² /人
1,378	18.9	587
1,262	17.3	541
1,279	17.6	552
1,297	17.8	559
1,301	17.9	560
1,295	17.8	558
1,286	17.7	555
1,278	17.5	553
1,269	17.4	549
1,264	17.4	549
1,218	16.7	573

(4) 森林面積の推移と目標

	森林面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合	人口 1人当たり 森林面積
	ha	ha	人	%	m ² /人
平成22年	19,507	28,647	37,872	68.1	5,151
平成23年	19,506	28,647	37,416	68.1	5,213
平成24年	19,642	28,647	37,128	68.6	5,290
平成25年	19,638	28,647	36,708	68.6	5,350
平成26年	19,622	28,648	36,199	68.5	5,421
平成27年	19,613	28,648	35,701	68.5	5,494
平成28年	19,615	28,648	35,260	68.5	5,563
平成29年	19,481	28,648	34,856	68.0	5,589
平成30年	19,527	28,648	34,333	68.2	5,688
基準年次 (令和元年)	19,424	28,648	33,809	67.8	5,745
目標年次 (令和12年)	19,069	28,648	29,206	66.6	6,529

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県の目標年次は令和13年

＜参考＞宮城県

森林面積	県土面積に 占める割合	人口 1人当たり 森林面積
km ²	%	m ² /人
4,162	57.1	1,772
4,163	57.1	1,783
4,164	57.2	1,798
4,165	57.2	1,796
4,161	57.1	1,792
4,159	57.1	1,792
4,157	57.1	1,794
4,154	57.0	1,798
4,143	56.9	1,791
4,140	56.9	1,798
4,116	56.5	1,938

(5) 原野等面積の推移と目標

	原野等面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合
	ha	ha	人	%
平成22年	77	28,647	37,872	0.3
平成23年	142	28,647	37,416	0.5
平成24年	142	28,647	37,128	0.5
平成25年	142	28,647	36,708	0.5
平成26年	142	28,648	36,199	0.5
平成27年	142	28,648	35,701	0.5
平成28年	188	28,648	35,260	0.7
平成29年	188	28,648	34,856	0.7
平成30年	188	28,648	34,333	0.7
基準年次 (令和元年)	188	28,648	33,809	0.7
目標年次 (令和12年)	188	28,648	29,206	0.7

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県の目標年次は令和13年

<参考> 宮城県

原野等面積	県土面積に 占める割合
km ²	%
24	0.3
37	0.5
37	0.5
37	0.5
37	0.5
37	0.5
37	0.5
38	0.5
38	0.5
37	0.5
37	0.5
38	0.5

(6) 水面・河川・水路面積の推移と目標

	水面・河川・ 水路面積	市土面積	人口	市土面積に 占める割合	人口 千人当たり 水面・河川・ 水路面積
	ha	ha	人	%	ha/千人
平成22年	912	28,647	37,872	3.2	24.1
平成23年	912	28,647	37,416	3.2	24.4
平成24年	910	28,647	37,128	3.2	24.5
平成25年	911	28,647	36,708	3.2	24.8
平成26年	908	28,648	36,199	3.2	25.1
平成27年	908	28,648	35,701	3.2	25.4
平成28年	908	28,648	35,260	3.2	25.8
平成29年	907	28,648	34,856	3.2	26.0
平成30年	906	28,648	34,333	3.2	26.4
基準年次 (令和元年)	906	28,648	33,809	3.2	26.8
目標年次 (令和12年)	897	28,648	29,206	3.1	30.7

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県目標年次は令和13年

＜参考＞宮城県

水面・河川・ 水路面積	県土面積に 占める割合	人口 千人当たり 水面・河川・ 水路面積
km ²	%	ha/千人
328	4.5	14.0
324	4.4	13.9
325	4.5	14.0
326	4.5	14.1
327	4.5	14.1
329	4.5	14.2
329	4.5	14.2
329	4.5	14.2
329	4.5	14.2
329	4.5	14.3
331	4.5	15.6

(7) 道路面積の推移と目標

	道路面積				市土面積 ha	人口 人	市土面積 に占める 割合 %	人口 千人当 たり道 路面積 ha/千人
	一般 道路	農道	林道	計				
	ha	ha	ha	ha				
平成22年	547	166	61	774	28,647	37,872	2.7	20.4
平成23年	547	166	61	774	28,647	37,416	2.7	20.7
平成24年	551	166	61	778	28,647	37,128	2.7	21.0
平成25年	551	165	61	777	28,647	36,708	2.7	21.2
平成26年	557	158	61	776	28,648	36,199	2.7	21.4
平成27年	557	156	61	774	28,648	35,701	2.7	21.7
平成28年	558	154	61	773	28,648	35,260	2.7	21.9
平成29年	558	150	61	769	28,648	34,856	2.7	22.1
平成30年	558	148	61	767	28,648	34,333	2.7	22.3
基準年次 (令和元年)	559	149	61	769	28,648	33,809	2.7	22.7
目標年次 (令和12年)	577	121	61	759	28,648	29,206	2.6	26.0

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県の目標年次は令和13年

<参考> 宮城県

道路 面積	県土面積 に占める 割合	人口 千人当 たり道 路面積
km ²	%	ha/千人
321	4.4	13.7
319	4.4	13.7
320	4.4	13.8
322	4.4	13.9
325	4.5	14.0
326	4.5	14.1
332	4.6	14.4
335	4.6	14.5
337	4.6	14.6
344	4.7	14.9
354	4.9	16.7

(8) 宅地面積の推移と目標

	宅地面積				市土面積 ha	人口 人	市土面積 に占める 割合 %	人口 1人当 たり宅地面 積 m ² /人
	住宅地	工業用地	その他の 宅地	計				
	ha	ha	ha	ha				
平成22年	586	70	287	943	28,647	37,872	3.3	249
平成23年	590	65	290	945	28,647	37,416	3.3	253
平成24年	593	60	302	955	28,647	37,128	3.3	257
平成25年	598	63	304	965	28,647	36,708	3.4	263
平成26年	601	63	306	970	28,648	36,199	3.4	268
平成27年	603	71	301	975	28,648	35,701	3.4	273
平成28年	610	71	300	981	28,648	35,260	3.4	278
平成29年	617	71	301	989	28,648	34,856	3.5	284
平成30年	626	70	303	999	28,648	34,333	3.5	291
基準年次 (令和元年)	633	70	306	1,009	28,648	33,809	3.5	298
目標年次 (令和12年)	684	79	323	1,085	28,648	29,206	3.8	372

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県目標年次は令和13年

＜参考＞宮城県

宅地面積	県土面積 に占める 割合	人口 1人当 たり宅地面 積
km ²	%	m ² /人
460	6.3	196
432	5.9	185
443	6.1	191
452	6.2	195
457	6.3	197
473	6.5	204
477	6.6	206
479	6.6	207
481	6.6	208
482	6.6	209
484	6.6	228

(9) その他の面積の推移と目標

<参考> 宮城県

	その他の面積	市土面積	市土面積に 占める割合
	ha	ha	%
平成22年	2,844	28,647	9.93
平成23年	2,778	28,647	9.70
平成24年	2,650	28,647	9.25
平成25年	2,664	28,647	9.30
平成26年	2,840	28,648	9.91
平成27年	2,936	28,648	10.25
平成28年	2,943	28,648	10.27
平成29年	3,184	28,648	11.11
平成30年	3,171	28,648	11.07
基準年次 (令和元年)	3,282	28,648	11.46
目標年次 (令和12年)	3,697	28,648	12.90

その他の面積	県土面積に 占める割合
km ²	%
613	8.42
749	10.28
718	9.86
687	9.43
674	9.25
664	9.11
664	9.12
670	9.21
685	9.4
686	9.4
744	10.2

※令和元年度までの人口は各年9月末（住民基本台帳）

※宮城県の目標年次は令和13年

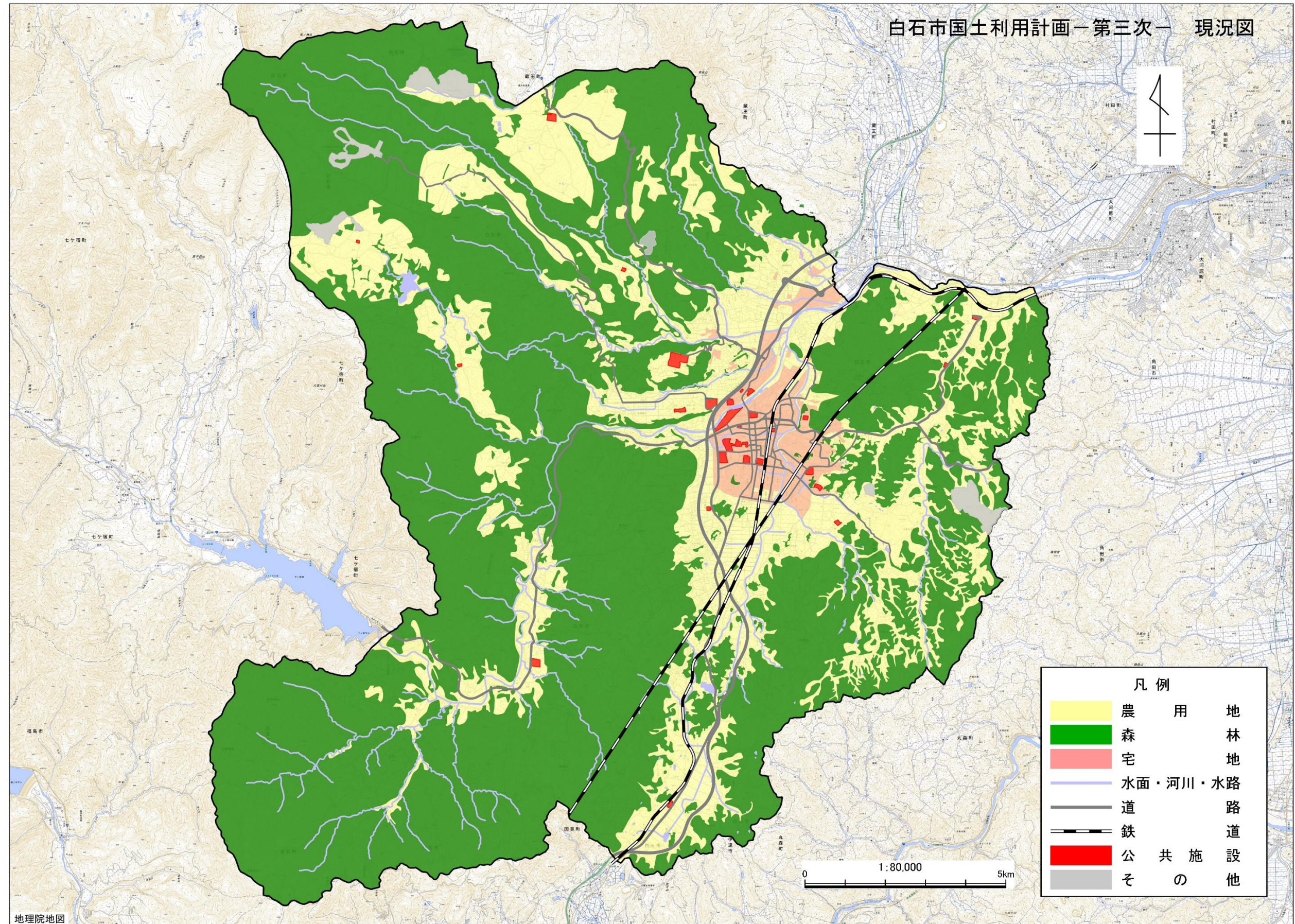
(10) 地目転換マトリックス表（令和元年～令和12年）

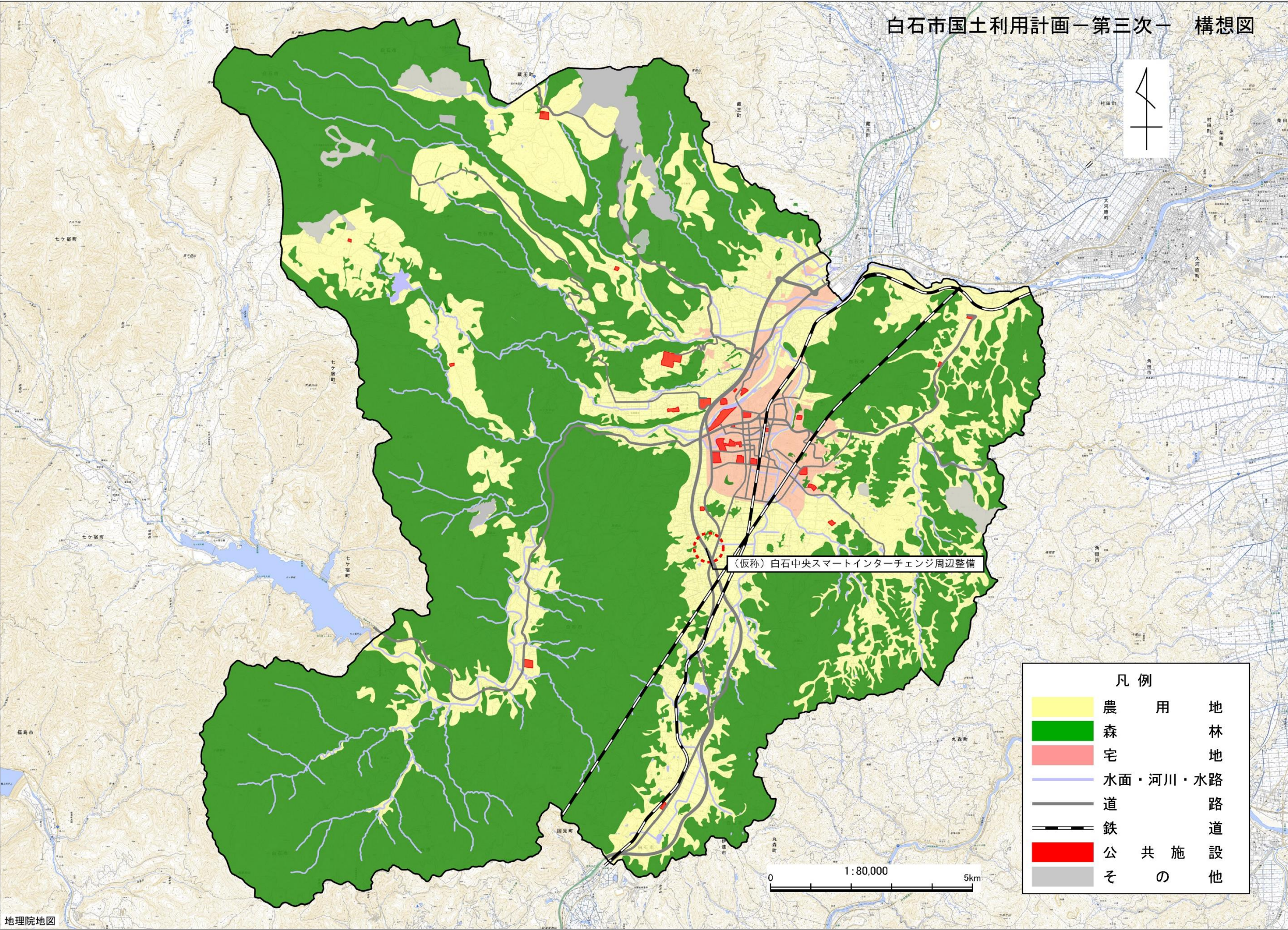
(単位:ha)

区分	基準年次 令和元年	目標年次 令和12年	増加	減少	増減	農地	森林	原野等	水面・ 河川・ 水路	一般道 路	農道	林道	住宅地	工業 用地	その他 の宅地	その他	合計
農地	3,070	2,953	0	117	△ 117												0
森林	19,424	19,069	0	355	△ 355												0
原野等	188	188	0	0	0												0
水面・河 川・水路	906	897	0	9	△ 9												0
一般道路	559	577	18	0	18	5	1		2		10						18
農道	149	121	0	28	△ 28												0
林道	61	61	0	0	0												0
住宅地	633	684	51	0	51	42	2		7								51
工業 用地	70	79	9	0	9	5					4						9
その他 の宅地	306	323	17	0	17	3					14						17
その他	3,282	3,697	415	0	415	63	352										415
合計	28,648	28,648	509	509	0	118	355	0	9	0	28	0	0	0	0	0	0

※四捨五入の関係で、転換の値の合計と各区分の増減の値が一致しない場合があります。

4 現況図・構想図





白石市国土利用計画－第三次－

令和4年3月発行

編集 白石市都市創造課

TEL : 0224-22-1325

URL : <https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/>

発行 白石市

印刷 株式会社ぎょうせい 東北支社

